

1. 件名：「東通原子力発電所 1 号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（58）」

2. 日時：令和 2 年 5 月 1 8 日（月）1 3 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分

3. 場所：原子力規制庁 9 階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官
東北電力 土木建築部 部部長 他 1 0 名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

（1）東北電力から、平成 2 6 年 6 月 1 0 日に申請のあった東通原子力発電所 1 号炉の設置変更許可申請のうち、基準地震動策定のための地下構造評価に関する説明があった。

（2）原子力規制庁から、以下の事項について事実確認をした。

岩盤分類の断面図において、両端の蒲野沢層砂岩の風化位置が異なっていることに対する解釈について

風化区分基準の 1 はどのような性状であるのか。また、当該基準では、どの値から風化と判断しているのか。

X-X' 断面図における N 側の蒲野沢層の風化状況及び表現方法について
H31-A 測線において、深度 1000～2000m 付近で弾性波速度が屈曲している構造の解釈について

敷地内臨時高密度観測において、表層地盤が基準化スペクトルの形状に与える影響の表層地盤区分について

浅野・岩田（2009）において観測点をこの 4 点としている理由について

また、事業者のシミュレーション結果と浅野・岩田（2009）による結果の比較について

地盤モデルの設定において、事業者の示す浅部地盤、深部地盤と審査ガイドとの関係について

緊急時対策所の位置及び耐震に関する構造について

（3）東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

両者ともボーリングデータで確認しているが、SW側は陸域で、NE側は海側のため、削 礫の違いにより、風化の箇所が異なっていると考えている。

1は新鮮な岩盤のことである。2以上の岩盤を全て風化と評価している。ボーリングのPS検層結果をもとに作図しているが、当該領域は風化している訳ではなく、母岩のVsが小さいために図のような表示となっている。

当該断面において、猿ヶ森層と泊層下部層の地質の違いにより現れていると考えている。

盛土、整地のみ、切土、地山といった表層区分とその厚さの違いによって、基準化スペクトルの形状に違いが発生していると考えている。

著者から確認しているが、震源を東西南北から取り囲むために、図のように配置している。

補足説明資料【p.74～75】の図に示すような違いになっている。

審査ガイドとの関係は本編資料【p.96】に示しているが、東通では地震観測点以浅を浅部地盤、それ以深を深部地盤と呼称している。

（位置については図を用いて説明）また、緊急時対策所は剛構造としている。

6. 提出資料

- ・東通原子力発電所1号炉 コメントリスト(地震・津波関係):審査会合
- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造評価の概要

- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造の評価について
(コメント回答)
- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造の評価について
(コメント回答)(補足説明資料)
- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造の評価について
(コメント回答)(ボーリング柱状図・コア写真)